

<抜粋版>

神奈川県動物愛護推進員活動マニュアル



令和4年4月

神奈川県

I 動物愛護推進員の概要

1 動物愛護推進員の趣旨・目的

動物の愛護及び管理に関する取組みについては、住民の方々の意識や要望、活動している専門家や団体の状況、取り組んでいかなければならない課題などが地域によって異なっておりますので、全ての地域で同じ方法で行うのではなく、その地域の実態に見合った方法で行っていくことが必要です。また、行政だけが単独で動物の愛護と適正飼養に関する取組みを行うのではなく、その地域の実態を十分理解し、地域に根付いた活動を行っている（又は行うことが可能な）個人や団体の力を借り、自主的なボランティア活動や法的な制約などにより行政が立ち入ることができない活動を含めて住民活動として広げていくことが重要です。この地域に根付いた住民活動の中心的な役割を果たす方が動物愛護推進員です。

2 動物愛護推進員の活動内容

動物愛護推進員の活動内容は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第38条第2項で規定されています。

【動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋】

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(2)及び(3)については、「その求めに応じて」と規定されていますので、相手方の求めがあることを前提として助言、支援などを行うことができると限定されていますが、(1)及び(4)については、規定上そのような限定はありません。

しかし、(1)の活動はボランティア活動が基本であり、神奈川県（以下「県」と

いう。) 、市町村、警察などの行政機関が行う権限行使は想定されていません。なお、当然のことですが、(2)から(4)の活動についてもボランティアが基本となることは言うまでもありません。

また、動物愛護推進員は、「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、神奈川県知事から委嘱を受けるため、県が進めている施策や方針に反するような活動は基本的にはできないこととなります。

【神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋】

（動物愛護推進員）

第21条 知事は、法第38条第2項各号に掲げる活動を行うほかこの条例の施行について協力を求めるため、動物愛護推進員を委嘱する。

さらに、県では、動物愛護管理法第38条第2項の規定を受け策定した、「神奈川県動物愛護推進員設置要綱（以下「要綱」という。）」に基づき「神奈川県動物愛護推進員の活動等に関する要領」を定め、この中で、具体的な活動内容を次のように規定しています。

【神奈川県動物愛護推進員の活動等に関する要領 抜粋】

(1) 要綱第3条第1項に基づく推進員の活動は、次に掲げるものとする。

ア 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について理解を深めるため、地域の自治会、子ども会、老人会、教育施設、福祉施設、医療施設等が行う事業における次の活動

- (ア) 動物愛護思想の普及
- (イ) 動物の適正飼養に関する知識の普及
- (ウ) 動物を介した福祉、医療への貢献
- (エ) 学校飼育動物に関する支援
- (オ) その他動物愛護管理に関する事業

イ 住民や動物の所有者に対し、その求めに応じて、行う助言等

- (ア) 動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言
- (イ) 動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあっせんその他の必要な支援
- (ウ) 動物の適正な飼養方法に関する情報提供及び助言
- (エ) 災害時の動物救護活動に関する情報提供及び助言
- (オ) その他、動物愛護管理に関する情報提供及び助言

ウ 国、県（神奈川県動物保護センター及び保健福祉事務所等）及び市町村が実施する次の事業への協力、広報活動

- (ア) 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発に関すること
- (イ) 動物の譲渡に関すること
- (ウ) 災害時動物救護活動に関すること
- (エ) その他、国、県及び市町村が実施する動物愛護管理に関する事業

(2) 推進員が行う活動は、法令に基づく行政権限の行使に基づくものと解釈してはならない。

*「神奈川県動物愛護推進員の活動等に関する要領」に記述される「保健福祉事務所等」とは、保健福祉事務所又は保健福祉事務所各センターをさしています。

このように、動物愛護推進員としての活動範囲は多岐に渡ります。また、皆さんの創意工夫により、活動の場面や方法は大きく広がっていくものと思われます。

3 活動にあたっての留意事項

神奈川県動物愛護推進員として、活躍していただく前に、いくつかの点に注意していただく必要があります。詳しくは、Ⅲ 動物愛護推進員活動の心構え の項目にも記載されていますが、ここでは、特に重要ないくつかのポイントについて解説します。

(1) 活動の安全を確保する

動物愛護推進員は、直接動物に接したり、野外で活動を行うこともあります。犬に咬まれたり、場合によっては関係者から暴力を受ける可能性もゼロではありません。ボランティア保険には入っていただきますが、活動中に事故があっても、原則として自己責任になります。自分の身は自分で守るということを常に念頭に置いて、決して無理な活動はしないでください。

(2) 活動で知り得た個人情報の守秘義務

飼養されている動物は、個人の日常生活と深く関わっています。相談された県民の方の住所、氏名、家族構成などの情報はもちろん、相談の内容やどんなペットを飼っているか、また、他の動物愛護推進員の住所や連絡先、個別の相談事例における行政との協議事項など、動物愛護推進員の活動で知り得る情報は非常に広い範囲に渡ります。当然、これらの個人情報を第三者に漏らすことは絶対に避けなければなりません。意外と盲点になるのは、家族や会社、所属する団体等への情報の漏洩です。意外なところから問題が生じることのないよう、動物愛護推進員個人として知り得た情報は、動物愛護推進員間はもとよりたとえ所属団体や親しくしている人に対しても、守秘義務が生じることに留意してください。なお、動物愛護推進員の任を解かれた後も同様です。また、守秘義務の範囲等について疑問があれば、保健福祉事務所、保健福祉事務所各センター（注）、藤沢市保健所又は茅ヶ崎市保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）に相談してください。

注：県の設置する保健所は、保健福祉事務所又は保健福祉事務所各センターです。

(3) 動物に関する苦情等への対応

動物愛護推進員の活動は、ボランティア活動であり、県、市、警察などの行政機関が行う権限行使は想定されていません。私有地や施設に強制的に立ち入ったり、調査や指導などの権限もありません。したがって、行政機関の職員に同行したり、公用車に同乗して現地で対応することは原則としてありません。

飼い主から適正飼養に関する相談を受けることなどがあるかもしれませんが、動物愛護推進員が積極的な飼い方指導に踏み込むことによって、住民間のトラブル解消の仲裁に巻き込まれるなど、ボランティア活動では対応できない事例に遭遇することも考えられます。このため、適正飼養相談を活動として行おうとする場合には、民事の争いに巻き込まれないような注意が必要です。県民から苦情やトラブル解決の要望が

あっても、決して、動物愛護推進員個人で対応しようとせず、まず、保健福祉事務所等に連絡してください。虐待などの法令違反を発見した場合も同様です。また、飼い主などからの求めがないにも関わらず、動物愛護推進員から飼い主などに対して、積極的な働きかけを行うことは、避けてください。

(4) 楽しく活動する

動物愛護推進員活動はボランティアが基本です。個人生活の中で余裕がある時間や能力を社会貢献に役立てていただくわけですから、仕事や家庭を犠牲にしてまで活動する必要はありません。また、せっかくの活動の中で、争ったり、悲しい思いばかりするようでは、「人と動物の共生」どころではありません。動物の問題は、法律や技術だけでは解決できないことも多く、息の長い努力が必要です。性急に結果を得ようとせず、まず自分のできることから少しずつ活動の場を広げていってください。活動にあたっては、様々な人や組織が関係しますが、目的や目指すものにそれほど大きな違いはないはずです。それぞれの立場、知識、意見や価値観の違いを認め、よいところを学び合って、お互いに仲良く活動していきたいものです。困ったことがあったら、気軽に保健福祉事務所等に相談してください。

4 行政や他の動物愛護推進員との連携

動物愛護推進員制度の基本は、県や藤沢市、茅ヶ崎市が進めている動物愛護管理に関する取組みを動物愛護推進員と有機的な連携によって充実を図っていくことであり、県や市の動物愛護管理担当職員である「動物愛護監視員」と動物愛護推進員の連携がこの制度の重要なポイントとなっています。

そのため、動物愛護推進員は、日頃からこの動物愛護監視員と密接な連携を維持しておかなければなりません。

動物愛護監視員との連携の例は、次のようなものが考えられます。

(1) 県における動物愛護管理に関する規定等

県においては、動物に関する規定として条例の制定や、計画を策定しています。

条例は、動物愛護管理法に基づく事項等を定めるものであり、県や県民、飼養者の責務や、犬の放し飼いの禁止、規則で定める動物の引取り、野犬等の収容、動物の譲渡などについて規定しています。

また、「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）」は、動物愛護管理に関する現状を踏まえ、飼い主、事業者、地域の住民、行政など、動物に関わるすべての人々により、メインテーマである「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて取り組む計画として策定したものです。具体的には、普及啓発、動物の引取り数減少への取組、返還・譲渡の推進、災害対策などの11の施策ごとに現状の把握、課題の設定、目標、対策を明記していますが、特に動物愛護推進員には、この計画の推進にあたり、地域における動物愛護の中心的な役割を果たしていくことが期

待されています。

(2) 活動に関する事前協議

動物愛護推進員活動は、県や藤沢市、茅ヶ崎市の施策に添った形や地域特性に応じた形で計画し、実践していく必要があることや、動物愛護監視員からの要請や指示によって行うものが多いことが考えられます。このため、活動地域を所管する保健福祉事務所等の担当職員と事前に協議を行い、了解の得られた活動を行うようにする必要があります。

(3) 連絡体制

動物愛護推進員がトラブルに巻き込まれたり、動物愛護推進員だけでは解決できない事例が発生したときには、活動地域を所管する保健福祉事務所等の担当職員にすぐに連絡し、相談や応援を求めてください。

(4) 相談・意見交換・情報提供

動物愛護推進員同士や動物愛護監視員との連携や意思疎通を図るため、研修会などの場を利用して、動物愛護推進員相互の意見交換、活動報告、活動内容の検討を行うことは重要ですが、さらにそのような場を利用して、動物愛護監視員からの人と動物の共通感染症や動物に関する事例についてのアドバイスや情報の提供を受けたり、意見交換を行うなどして、日頃から行政との連絡を密にしておくことも必要です。

また、専門家や神奈川県動物愛護管理推進協議会委員のアドバイスを受けることも可能です。

ただし、各動物愛護推進員の連絡先等は個人情報として保護されなければなりませんので、他の動物愛護推進員や協議会委員と個人的に連絡を取りたい場合は、保健福祉事務所等に相談して下さい。その場合も、個人からの相談内容等のうち、個人情報に該当する部分については、他の動物愛護推進員や協議会委員に漏らすことはできません。

(5) 活動の記録と報告

保健福祉事務所等に定期的に活動を報告していただきますが、その他にも随時に報告をいただく場合もあります。活動内容については、出来るだけ詳細に記録しておきましょう。後日、活動報告として発表するなど、他の動物愛護推進員の参考としても活用できるかもしれません。

Ⅲ 動物愛護推進員活動の心構え

1 活動のまえに

動物愛護推進員の活動はボランティア活動です。

活動の前に、次の事項が前提であることを理解してください。

- ・ 自由意志で参加すること
自分にあったものを選んで楽しみながら活動すること
- ・ 報酬を求めないこと
奉仕活動として参加すること
- ・ 利益追求の活動でないこと

また、活動にあたり守らなければならない事項として、次のことに留意してください。

(1) 無理のない活動

ボランティア活動は、自分にあつた活動であつて、活動を通して相手から喜ばれたときに満足感、充実感、自分の成長感など、自分にプラスになることがたくさんあるものです。一方、過重労働のための疲労、困難な人間関係、求められる過重な仕事量などによって自分自身を見失ってしまうこともあります。

(2) 約束を守る活動

ボランティア活動の中にも必ず約束事項はあります。また、約束の相手は、個人、社会、団体など様々です。

団体活動が順調に進み成果が得られてくると、いろいろな約束が更に大きくなって自分を見失ってしまうこともあります。このようなときは、原点に戻って「楽しみながらの活動」であるかどうか考え直してみる必要があります。オーバーワークになってしまつて、約束が守れないことがあつたら、活動から外してもらふ勇気も必要です。

(3) 仲間と仲良く楽しい活動

ボランティア活動は、人との出会いの場が大変多くなります。人との関わり方がうまくいったときは、活動が想像以上にはかどり、多くの人たちから感謝の言葉がかえってきます。そして、多くの情報が集まり、活動が思わぬ効果を発揮することもまれなことではないのです。このように活動が順調に進むときでも心掛けておかなければならないことは、健康に留意して快適な仲間関係を持続することです。更に十分な睡眠、決められた休息、自分の分担の明確化、進行状況のチェックと反省、及び各種事態を想定した事前の訓練などが大切です。

(4) 活動上の秘密を守る責任〈守秘義務〉

活動をしていく中で、関係機関との連絡調整など、情報を知る機会が多いもので

す。これらの知り得た情報は、自分の心の中にとどめておかなければならないもの、行政に伝えて指示・アドバイスを受けなければならないものに分けられますが、共通の情報とプライバシーに関することは、行政や専門家と連絡を密にする習慣をつけておく必要があります。

活動上の秘密を守ることは、社会的な活動を行う人の義務であり責務でもあります。秘密が守られないために大きな損失を被る事案が発生してしまうこともあるのです。このため、企業・公務員などでは、秘密を漏洩したものには厳しい罰則が課せられているのです。

(5) 活動の限界を認識

活動は、依頼する側と受ける側の信頼性や、活動中に事故が発生したときの対応などを考えると、個人活動には限界があります。

困ったときには、活動地域を所管する保健福祉事務所等に相談して自分の気づかなかった新しい視点からの助言を仰ぐことによって道が開けてくるものです。

(6) 周囲の人の理解

一部の人の中には、ボランティア活動を行う者を、「変わり者」「偽善者」という考え方を持っている人もいるということを知っておかなければなりません。そのような考え方を持っている人が周囲の人の中にいるときは、時間をかけてよく説明して理解を得てから活動を始める必要があります。良く理解されるまでは、焦らず、一步一步階段を登ることが本当の活動を支えることになるのです。

(7) 充実感のある活動

ボランティア活動は、まったく経験したことがない人でも自分に合った活動を見出すことができるものです。特に、動物愛護推進員の人たちは、自分の能力・知識に基づいた活動に従事することが多いので、比較的短時間のうちに溶け込むことができるものです。活動を通して、多くの仲間を知ることができ、自分を再発見できるチャンスでもあるのです。

個々の動物愛護推進員の人たちが持っている技能・知識のほかに、さまざまな専門知識を必要とされることもあるでしょうが、少しずつ必要に応じて対応することによって、自分の変わった一面を再発見することもあります。

(8) イベント時の心得

動物愛護推進員は、行政が開催する各種イベント等への参加・協力を求められることがあります。

イベント等に参加する場合の心得の基本は、次のように分けることができます。

ア 自分の分担の明確化

専門外のことや知らないことを尋ねられたときは、専門家を紹介するか断るようになる。

イ 平等性

順番を待っているときなど、順番が狂うと不愉快な思いをするもの。平等性は必ず守るように心がける。

ウ 弱者への心づかい

子供や高齢者が話すことを聞きやすくするため、近くに寄り目線の高さが同じになるよう腰を低くすることを心がける。

エ 優しい言葉遣い

イベントに参加する一般の人たちには、優しい言葉で話しかけるように心がける。

(9) 活動の点検・記録

活動の点検・記録は、活動の反省、計画の立案などに欠くことのできないものですから、可能な限り明細に順序よく点検・記録を残すことが大切です。

ややもすると、記録しておくことは、活動の忙しさ、疲労などによっておろそかになりがちなものですが、最低限、次のことは記録して保存することが必要です。記録に基づいて支障が出てしまったときは、早い機会に話し合い活動の総点検を行って、継続、中止、縮小、代替案などを明らかにしていくことが重要です。小さなことの積み重ねが、活動をスムーズに進め、関係者からの信用・仲間の信頼関係を高めることにつながっていくことになるのです。

ア 関係機関の一覧

必要な都度、追加、修正、ときによっては削除をします。

イ 作業内容

進行状況、従事した人の名前などを記載しておくとう便利です。

ウ 関係機関からの問い合わせの内容と回答したことの記録

活動が忙しい中では、記憶しておくことは難しいことから、要点だけを箇条書きに整理する習慣を養っておくことが大切です。

エ 資材の確保

過不足などを整理しておきます。

オ 仲間の健康管理

毎日の確認が必要です。

カ 協議事項

要点だけを箇条書きにする習慣をつけることが大切です。

キ その他

活動に必要なものを点検して、その都度記載しておく習慣をつけましょう。

2 有効な活動のために

(1) 身だしなみについて

人は外見ではなく、重要なのは中身であるということは、よくいわれることです。しかし、長い時間をかけて相手の長所短所を理解し人間関係を築く場合と違い、一定の目的のために短時間だけ会話する場合、第一印象がその会話の印象そのものを左右してしまいかねません。

行政の委嘱を受け、動物愛護推進員として活動に臨む場合は、それぞれの状況に相応しい清潔感のある好感度の高い装いを選択するよう心がけることが大切です。

(2) 態度・表情について

動物に関する知識の低い人を軽べつしたり、考えの違う人に怒りを感じるようなことがあると、口では柔らかい対応をしているつもりでも、「なんとなく嫌な感じ」という印象で本心が相手に届いてしまうので、注意してください。

動物愛護推進員は、動物に関する知識で地域社会に貢献しようとしている善意のボランティアです。しかし、善意というのは、ただそれだけでは役に立ちません。確かな知識と、自己を律しルールを守る意志と、心から相手のために思う善意がそろって初めて、その活動が成果を上げるのです。

(3) 丁寧な言葉遣い

動物愛護推進員活動にあたり、動物を愛護する余り、時に言葉が挑戦的になったり、過激になったりすることがあるかもしれませんが、動物を愛する気持ちを相手に伝えたいなら、威圧的ではない穏やかな会話ができるようにする必要があります。動物愛護推進員は、人と人との間に立って活動をするのですから、「丁寧な日本語を使う」ことに加えて、相手の思いをよく理解し、動物に対する以上に人に対する思いやりをもって微妙な内容を正確に伝達できるように努力してください。

(4) あいさつ

「あいさつ」というのは、相手に敬意を表し生活の様々な場面に区切りをつける「儀式」のようなものです。場面に即した、心をこめた「あいさつ」を心がけることが必要です。

その際、帽子等をしていたら、あいさつの前に取るのが礼儀です。身だしなみや態度もまた「あいさつ」の一部なのです。

3 コミュニケーションの上手な取り方

(1) 相談対応

相談者のうちのかなり多くが、実は話を聞いてもらいたいという欲求がたまっているだけ、というのはよくあることです。

彼らの話は、堂々巡りする傾向があり、話の要点を整理し質問を明確にするということができない上に、自分は絶対的に善であると信じているので、それは限りなく「愚痴」に近い内容になります。そのような時に、相手を傷付けずにより方向に導く対応が望まれます。

そのためには、まず、時間の制限をさりげなく伝えた上で、話を聞きます。イスの背もたれに体重をかけ腕を組む、あるいは脚を組むなどという態度は、尊大で相手を見下しているメッセージになりますから、疲れていても我慢するべきです。

数分話を聞いて、ころ合いを見て、「では、お話を整理しましょう。」と言ってメモを取ります。紙の上で、何がどうであり何をどうしたいのか整理しながら対応します。これは後で清書して、プライバシーの保護に考慮しながら整理します。動物愛護推進員の皆様にとっては活動の記録であり、行政にとっては貴重な資料となります。

また、このような相談者の場合、「そうですね。」は禁句です。「そうですか。」「なるほどね。」「それはそれは…。」などを使い話を進めます。後になって「動物愛護推進員の方が、そうだって言いました。」と言われないためです。

相手を誉めることも大変重要です。個別の話で誉めると拡大解釈される恐れがあるので、漫然と相手の人柄や意欲を誉めます。「がんばっていらっしゃるのですね。」「あなたならきっとできますよ。」「気持ちを切り替えたら、あなたならきっと解決するエネルギーをお持ちですよ。」などです。

最後に、話の落とし所として、いくつかの解決策のメニューを提示し、終了の合図とします。

もちろん、このような相談者ばかりではなく、本当に切実な問題に対する解決策を求めて相談へ来る場合もありますが、紙の上で内容を確認し、整理しながら相談に乗るという基本は同じです。そのような相談者に対して、とりあえずという感じで「では、がんばってください。」というのは最も不親切ですから、具体的なメニュー作りのお手伝いをするように心がけてください。

いずれにせよ、相談内容が、あまり得意でない問題の場合、個人での対応が困難と思われる相談の場合などは、「申し訳ありません。私はその問題については専門外なので、詳しい者に尋ねて、後日回答をお送りさせていただいて良いでしょうか。」などと言い、地域を管轄する保健福祉事務所等の担当者に相談して下さい。

相談というものは、受けた者が最後まで責任を持って対応することが大切であり、分からないからといって、その場で複数の仲間を呼んでいろいろな意見や指導をす

るのは最も避けたいことです。

また、相談内容が「人間関係のトラブル」を含んでいると、相談者の口からトラブル相手について「感じの悪い人」「すごく身勝手な奴」「とてもうそつきな人」などという、極めて感情的で主観的な批判の言葉が繰り返し使われることがあります。それらの場合、その言葉が使われる度にさりげなく、「気が合わないタイプなのですね。」「考え方のだいぶ違う方なのですね。」「関係の悪化が長く続いているということですよ。」「と軌道修正を促し、感情論から具体的解決の糸口探しへと誘導しながら会話を進めます。「あなたの態度は良くありません。」などという指摘は決してしないことが大切です。人間関係のトラブルは「皆で少しずつ我慢する。」が基本であり、相談者を時々誉めながらその相手に対する理解も引き出し、具体的解決策に向けて冷静な検討を進めます。そして、こちらからの提案ではなく、相談者自らが答を見つけられるように道を作るのが最も良い対応です。

動物愛護推進員の仕事は、トラブルの勝者を決めることではありません。悪者を摘発することでもありません。あくまでも法律に則り、関係者の誰もが傷付くことなく、ましてや動物たちが人のトラブルの犠牲になることなどなく、そのトラブルを解決するための道を探すお手伝いをすることです。

(2) 専門用語について

知識を共有している者同士の会議や会話なら、専門用語や略語などを使うのは当たり前のことです。しかし、動物に関する法律があることさえ知らない人に「動愛法」などと言っても理解できない場合が多いのです。動物愛護推進員として一般飼養者と会話をする場合は、専門用語や略語などを使うのは控えるのが親切です。

「人と動物の共通感染症」ならだれにでも理解できるのですから、「ズーノーシス」と言うのは避けたいものです。また、「猫にも猫同士だけで移るエイズや白血病があるのですよ。」と言えば分かりやすいですが、「FIV やFeLV」という表現では、相手はよく分からないかもしれないのです。

犬のしつけの勉強をして、専門用語を覚えた時、周りや一般飼養者に対してその専門用語をなにげなく使っているなら、これからは説明をする親切が必要でしょう。

知っているのが当然、という態度で使用された言葉の意味を、「分からないので説明してください。」とはなかなかいえないのが人間の心理です。専門用語を頻繁に使用する人は、なにも知識がない立場から見ると、けっして優秀そうに見えるということはなく、高圧的で不愉快な印象を与える場合が多いので注意してください。だれにでも分かるやさしい言葉で、的確な説明ができるように日頃から心がけてください。

(3) 自分を守るために

動物愛護推進員は無償のボランティアです。活動の諸雑費は自己負担をしていただくこととなります。また、個人の価値観ではなく行政との連携というある種の「規制」の範囲内でしか活動はできません。個人の秘密を守らなければならないと

いう意味では、その立場は公務員に限りなく近いのですが、公務員ではないので公務員としての権利の保障はありません。それでも動物愛護推進員の委嘱を受けるという選択をしたからには、それなりの使命感や理想があったはずです。

地域には、動物のことで困っている人や不幸な動物、あるいは住民として放置するに忍びない動物関連の諸問題が必ず存在し、活躍の場はたくさんありそうですが、現実がただそれだけの単純な構図になっているとは限らないのが現実です。

児童福祉や老人福祉の従事者に対して、自分の生活を犠牲にしても即刻対応しろ、と言う人はほとんどいませんが、動物愛護に関してだけは、まだ日本には意識の低い人が一定数存在します。「動物愛護の仕事をしているのなら、今すぐ引き取るべきだ。」「今すぐ来い。」また「自分は拾っただけなのだから関係ない。あなたは動物愛護の関係者なのだから、すぐに引き取って全額負担すべきだ。」という理不尽なことをいう人が結構いるのが現実です。このような考えにいちいち対応すれば、動物愛護推進員の活動だけで生活が崩壊してしまいます。

また、直接的な動物との接触に関しても注意が必要です。かわいそうな犬を保護するつもりが、性格が荒れ、かみつ়癖の付いた犬であることを知らずにかまれてしまったら取り返しがつきません。思わず素手で抱きあげた哀れな子猫が感染症（例えば、猫パルボなど）にかかっている、そのまま帰宅して自宅の猫に感染させてしまったら、後悔しても取り返しがつきません。

「心やさしい」または、「善意あふれる」というのはすばらしいことですが、それだけでは社会の中で活動することはできません。動物愛護推進員としての立場とプライバシーとの境界線、対応できることとできないことの線引きを明確にした上で、理性的な活動を続けてください。

最低限の「自分を守る手段」として、次の10項目については守るよう心がけて、慎重な活動をしてください。

- ア すぐ来て、と言われても行かない、行政に相談する。
- イ 不用意に自宅を知らせない。
- ウ 動物愛護推進員にできることとできないことがあると、はっきりと伝える、本来の職業が獣医療関係や犬のしつけインストラクターなどの場合、全て無料にしてくれると相手に思われなために、よく説明する。
- エ 電話での対応は、対応可能な時間帯を守ってくれるよう、相手に伝えられるように日ごろから練習しておく、また、相手の話をよく聞くことと関係のない話題にまで愛想良く付き合うこととは違うので、いつも親切でありながらきっぱりとした態度を保つ。
- オ 活動内容をまわりの人にも把握してもらう。
- カ 情報の少ない動物に、親切心だけですぐに触らない。
- キ 金品の貸し借りには応じない。
- ク お札にと何か下さる人がいても、現金やそれに近いもの、または高額なものは辞退する。
- ケ 動物愛護推進員だからといって動物の引取りに応じる義務はない、担当の地域

ではどのような引取りシステムがあるのか説明し、必ず相手に選択してもらう、反対に、自分の所属団体や生活圏の中に引取りの余裕がある場合や引き取ってもよいと考えている場合は、それがどのような場合に限り可能であるのかを、相手に直接伝えるのではなく、管轄の保健福祉事務所等の動物愛護監視員と綿密な打ち合わせをして決定しておく。

コ 動物の一時預かりのつもりが相手の人に逃げられる、というケースもあるので、基本的には預からないようにする。

上記のことを守りながら、なおかつ好感度の高い動物愛護推進員であるためにはどのような工夫をすれば良いか、管轄の保健福祉事務所等の担当者と動物愛護推進員で話し合い、地域でのルールを決めておくのもよい方法です。

4 自己研鑽

「動物愛護推進員」は、県が平成20年度から始めた動物愛護管理行政におけるボランティア制度です。

この制度は、歴史が浅い制度であるがゆえに、その立場や権限に関する誤解もあり、動物愛護推進員自らがこの制度を育てていく覚悟で取り組むと同時に、地域の一般住民の理解を得る努力もしなくてはなりません。つまり、動物愛護推進員の皆様方がどのような基礎を築くかによって、その地域の動物愛護管理の行方が決まるといっても過言ではないのです。

「動物愛護」というものが、単に動物の問題ではなく、倫理の根幹に関わる問題であるという認識はすでに広く浸透しているので、動物愛護推進員の責任は大きいものともいえます。

その大きな責任と複雑な現実を前にして、「動物が好きだから。」、「かわいそうな動物を一匹でも多く助けたいから。」という情熱は尊いものですが、それだけでは、よい活動を維持することはできません。

動物の何かの分野に精通していたり、専門家である場合でも、その知識に甘んじることなく、他分野での自己研鑽に取り組む努力をしてください。そうすることで、専門分野での活躍の幅もまた広がるのです。

動物愛護推進員制度は、法律に基づいたものです。活動の第一歩は、法律をよく理解し、守ることです。同時に、法律関係の新しい情報は、常につかんでおくようにしてください。

動物関係の法令だけでも、吸収しなくてはならない新しい知識がいくつもあり、それらを正しく理解し、普及しなくてはなりません。

また、動物に関するトラブルでは、民法、刑法、軽犯罪法なども知っておいたほうがよい場合があります。

野生鳥獣に関しても、ある程度の法律的知識が必要な場合があります。

小学校で動物愛護活動をするなら、子供を傷付けるような不用意な言葉を使わないための入念な用意をしなくてはなりません。

幼児を相手にする場合は、どのような語り口が良いのか、テレビの幼児番組を見て研究することも必要でしょう。

動物愛護推進員であるのに、ついでに、という感じで「昆虫」のことを尋ねられることがあります。子供たちの好きな昆虫の飼い方を知っておくと役立つことがあるでしょう。ウサギに与えた雑草の名前は、正確に知っているほうが子供たちに喜んでもらえます。植物図鑑で季節の雑草の名を調べておくと便利です。

このように、動物愛護推進員としてうまく機能するために知っておきたいことに限りはありません。その上、それらの知識をひけらかしている印象を与えることなく活動しなくてはなりません。

少しずつの前進であっても、「礼儀正しい対応」ができて、「自分の身を守る知恵」もあり、同時に、「自己研鑽の努力」を惜しまない活動を、周りの人と協調しながら継続するということが地域貢献につながります。

5 電話・その他の対応について

(1) 顔の見えない難しさ

人間もボディランゲージを持っています。「言葉」という手段は持っていても、目付き、顔色、顔の角度、口角の上がり下がり、肩の角度、手の位置などありとあらゆるものが本当は言葉なのです。それらと、音としての「言葉」を瞬時に総合して、私たちは全体としての判断をします。

その反対に、電話のように相手の様子が見えない場合は思い違いや誤解をしやすいのです。また、聞き違いという危険もあります。メモを取って内容を確認しながら話をして、最後にもう一度まとめて内容の確認をしてください。

ファックス、メール、手紙の場合、文の終わりを上がって読むのか下がって読むのかで随分と意味が違います。「そうですか↑。」と「そうですか↓。」では違います。そのようなことが起こらない丁寧な表現を心がけてください。

必要事項だけ書いたものを見て、簡潔でよいと思う人と、あいさつがないと思う人とがいます。

また、パソコンのメールを使うといっても、手帳代わりにパソコンを使用し24時間接続している人もいれば、暇な時にだけメールボックスを開けるとい人もいます。

連絡は、どのような手段を使用し、いつ連絡をするのか、あらかじめ決めておく誤解がありません。また、決定したことは紙の上で内容を確認するのが有効です。礼儀正しく簡潔なあいさつと必要な内容を明記します。これは、行政の担当者へに連絡をする時も、動物愛護推進員同士の連絡でも、一般相談者への連絡でも同じです。

どのような依頼で、どのような目的のために、いつ誰にどのような連絡や書類を送り、どのような結果となったか、などの活動の経過は必ず記録を残してください。

(2) その他

特定の団体、特定の動物病院、特定の人物などを、他と区別して殊更に誉めるような態度も、むしろ不信を買うので避けてください。必要なのは公平な態度です。

ボランティアというものは、理性的な情熱を持ちながら、「継続」することに意味があるのです。

常に冷静な態度を保持できる動物愛護推進員でありながら、いろいろな人がいるからこそ社会は楽しいと思える活力をもって、自分自身にとっても充実感のある活動をしてください。